

## 第17回及び第18回会議の各班の検討内容を一覧にしたもの

条例素案 ... 自治基本条例に定めるべき項目とその内容について、箇条書き程度にまとめたもの（第5回市民会議資料より）

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)			
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める		~しなければならない
市民参加 ・参画	基本原則	・市民みんなでまちづくりに参加・参画できる。	1班							市は、市民の参画を保障する。 市民は、計画、実行、評価の各段階に参画する権利を有する。
			2班		(20才未満) ( 順番が重要)					わたしたち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 市は、市の仕事のそれぞれの過程において、市民の参加を保障する。 20才未満は、年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。
			3班							市民は、みんなでまちづくりに参加・参画することができる。 市は、市民がみんなでまちづくりに参加・参画できるようにしなければならない。
			4班							市民は、みんなでまちづくりに参加・参画しなければならない。 市は、市民がみんなでまちづくりに参加・参画できるようにしなければならない。
			5班							市民は、みんなでまちづくりに参加・参画することができる。 市は、市民がみんなでまちづくりに参加・参画できるようにしなければならない。
			6班							(わたしたち全ての)市民は、まちづくりに参加・参画することができる。 市は、市民がみんなでまちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない。
	意識の 醸成	・市民が市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成する。	1班							市民は、自らがつくるという理念を持って、自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参加するよう努める。
			2班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、自主自立の意識を高めることに努める。 (中項目「意識の醸成」 「意識の高揚」)
			3班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を持つ。 市は、市民が市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成するよう努める。
			4班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、「まちづくり」の担い手として自主自立の意識を持つよう努める。
			5班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、自治活動の担い手として自主自立の意識を育むよう努める。 (「サービス」 「自治活動」、「醸成」 「高揚、育む、育成する」) 市は、市民が市政、まちづくりに関心を持つようにしなければならない。
			6班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成するよう努める。 市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成しなければならない。 (中から自然と出てくるように やんわりと)
	制 度	・市民参加・参画の制度をわかりやすいものにする。	1班							市は、市及び関連の附属機関が設置する各種の審議会等々の委員会及びこれに類する委員には、市民から公募の委員を加える。 (付帯意見をつける)
			3班							市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにならない。
			4班							市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにならない。 市は、市民参加・参画の制度をわかりやすく説明するよう努める。
		5班							市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにならない。	
		6班							市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにならない。	
		・市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が 直接まちづくりに参加・参画できる。	3班							市は、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できるように努める。 // にしなければならない。
4班								市民は、市の事業の様々な段階から直接まちづくりに参加・参画することができる。 市は、市の事業の様々な段階から直接まちづくりに参加・参画することができる。		
5班								市は、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れなければならない。(意見を取り入れることを強調する)		
6班								市は、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できるよう努める。 市民は、市の事業の様々な段階から直接まちづくりに参加・参画することができる。		

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)		
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める	
住民投票 制度		・住民投票制度をルール化し、住民意思を直接的に確認できるようにする。	1班		(市長)				市長は、市政上の重要事項について、住民の意思を把握するために住民投票を実施し、施策に反映させる。 市民は、住民投票の結果を尊重する。 市議会は、住民投票の結果を尊重する。
			2班						(常設型の住民投票制度とする) 市は、市民から住民投票の実施の請求があったときは、実施しなければならない。 市は、住民投票を実施することができる。 市は、住民投票により住民意思を確認したときは、その結果を尊重しなければならない。 市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 市民は、住民投票制度を大いに活用することができる。 市民は、住民投票の結果を尊重する。結果を尊重しなければならない。 市民は、市政に関わる重要事項が生じたときは、住民投票の実施を市に請求することができる。
			3班						市は、住民投票の実施にあたり、対象の決め方や結果の取扱いなどを含めて予め指定しなければならない。 市民は、住民投票の実施にあたり、積極的に投票するよう努める。 市議会は、住民投票の結果を尊重するよう努める。
			4班						市民は、住民投票制度を活用することができる。 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
			5班						市は、住民投票制度をルール化しなければならない。 市は、住民投票の実施により、市民の意見を直接的に確認することができる。 市民は、住民投票制度を活用することができる。 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
			6班						市は、住民投票制度をルール化し、住民意思を直接的に確認できるようにしなければならない。 (制度として確立するために、「~しなければならない」とすべき)
情 報	情報公開	・市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開する。	1班						市は、市民の参画する権利を保障する。
			3班						市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。
			4班						市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。
			5班						市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。
			6班						市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 (自治基本条例でわざわざ提起するものであるため)
			6班						市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。
	情報提供	・市政に関する情報を、市内外に積極的に提供する。	1班						市民は、情報交換だけでなく、市政に関する情報の提供を受ける権利を持つ。
			2班						市は、情報格差の是正に努めなければならない。
			3班						市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供しよう努める。
			4班						市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供しよう努める。
			5班						市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供しなければならない。
			6班						市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供しよう努める。
情報入手	・市民が、必要な市政情報を簡単に入手できるようにする。	3班	(削除)						
		4班	(削除)						
		5班						市民は、必要な市政情報を入手できる権利を有する。 市は、市民が必要な時に必要な市政情報を入手できる環境(仕組み)を整えなければならない。	
		6班						(「情報共有」に統合する)	

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)			
				市民	市	市議会	~することが できる	~に努める		~しなければ ならない
情報	情報共有	・市民と市が、市政に関する一元化された情報を共有できるようにする。	3班						市民は、市及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有するよう努める。 市は、市民及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有するよう努める。 市議会は、市民及び市と、市政に関する一元化された情報を共有するよう努める。	
			4班					( ) ( ) ( )	市民は、市及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有する。 市は、市民及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有する。 市議会は、市民及び市と、市政に関する一元化された情報を共有する。	
			5班						市民は、市及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有するよう努める。 市は、市民及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有するよう努める。 市議会は、市民及び市と、市政に関する一元化された情報を共有するよう努める。	
			6班						市は、市民及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有できるようにしなければならない。	
	情報交換	・市民と市が相互に情報及び意見を交換できる場を持つ。	3班	(削除)						
			4班	(削除)						
			5班						市民は、市との情報及び意見を交換できる場を持つ権利を有する。 市は、市民との情報及び意見を交換できる場を設けなければならない。	
			6班	(「情報共有」に統合する)						
	情報保護	・市民の個人情報を保護する。	3班						市は、市民の個人情報を保護しなければならない。 市民は、市民の個人情報を保護しなければならない。	
			4班						市は、市民の個人情報を保護しなければならない。 市議会は、市民の個人情報を保護しなければならない。	
			5班						市は、市民の個人情報を保護しなければならない。 市民は、市民の個人情報を保護しなければならない。	
			6班						市は、市民の個人情報を保護しなければならない。	
	情報の区分	・情報の公開及び非公開、報道機関等への情報の提供及び非提供を決める仕組みを明確にする。	3班	(削除)						
			4班	(削除)						
			5班	(削除)						
			6班	(検討保留)						
	情報伝達	・市から市民への情報伝達の手段を明確にする。	3班	(削除)						
			4班	(削除)						
			5班	(削除)						
			6班	(検討保留)						
	市民の 権利、 役割、 責務	権利	・全ての市民が、平等にまちづくりに参加・参画する権利を持つ。	3班	(「市民参加・参画」に統合)					
				4班	(「市民参加・参画」 - 「基本原則」と内容がダブっている)					
				5班	(「前文」または「基本原則」へ)					
		権利	・市民は、意見を全て平等に扱われる。	1班						市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自分のまちは自らつくるという理念を持って、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画する。
3班									市民の意見は、全て平等に扱われる。 市民は、市民の意見を全て平等に扱うよう努める。 市は、市民の意見を全て平等に扱うよう努める。 市議会は、市民の意見を全て平等に扱うよう努める。	
4班				(「市民参加・参画」 - 「基本原則」と内容がダブっている)					(市民の意見は、全て平等に扱われる)	
5班									市民は、市民の意見を全て平等に扱わなければならない。 市は、市民の意見を全て平等に扱わなければならない。	
6班									市民は、意見を全て平等に扱わなければならない。	

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する						個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目	個別内容		主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)				
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める	~しなければならない		
市民の 権利、 役割、 責務	役 割	・市民は、まちづくりの主体として まちづくりに参加・参画し、自分たち のまちを自分たちでつくる。	3班							市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。	
			4班							市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるなければならない。	
			5班							市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。	
			6班							市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。	
		・市民は、発言と行動に責任を持つ。	2班								市民は、まちづくりの主体であることを認識し、ルールを守り、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
			3班								市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
			4班								市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
			5班								市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
			6班								市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
			6班								市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
		・市民は、決められたルールを守る。	3班	(削除)							
			4班	(削除)							
			5班								市民は、決められたルールを守らなければならない。
			6班								市民は、決められたルールを守らなければならない。
		・市民は、市と市議会を監視する。	3班	(削除)							
			4班	(削除)							
			5班	(検討保留)							(「評価」に含めて削除もあり)
			6班	(検討保留)							(「監視」という言葉はいかがなものか)
	・市民は、お互いに思いやる。	1班	(「協働」に統合)								
		3班	(「発言と行動～」に統合)								
		4班	(削除)								
		5班	(「前文」へ)								
		6班	(削除)							(他の項目にかかる) (「前文」等にも盛り込む)	
		6班									
	・市民は、協働の担い手となる。	3班			職員					市民は、協働の担い手となるよう努める。 市の職員は、市民本位の立場に立ち、市民との協働の視点を持たなければならない。	
		4班								市民は、協働の担い手となるよう努める。	
		5班								市民は、市と協働の担い手となるよう努める。 市は、市民と協働の担い手となるよう努める。	
		6班								市民は、協働の担い手となるよう努める。	
		3班								市民は、コミュニティの形成に努める。	
		4班								市民は、コミュニティの形成に努める。	
5班									市民は、コミュニティの形成に努める。		
6班									市民は、コミュニティの形成に努める。		
・市民は、情報を取捨選択する能力を 身につける。	3班	(削除)									
	4班	(削除)									
	5班								(「責務」の「市民は、自分から必要な情報を得る」とまとめる)		
	6班								市民は、情報を取捨選択する能力を身につけなければならない。		
責 務	・市民は、しっかり納税する。	3班	(削除)								
		4班	(削除)								
		5班	(削除)								
		6班	(「財政」などに統合)								
	・市民は、開示された情報については 守秘する。	3班	(「情報保護」に統合)								
		4班	(削除)								
		5班	(削除)								
		6班	(削除)								
	・市民は、自分から必要な情報を 得る。	3班	(削除)								
		4班								市民は、自分から必要な情報を得よう努める。	
		5班								(「役割」の「市民は、情報を取捨選択する能力を身につける」とまとめる)	
		6班								市民は、自ら必要な情報を得ることができる。	

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)			
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める		~しなければならない
コミュニティ	あり方	・コミュニティの定義、あり方、 位置付けを明確にする。	1班						市民は、心豊かに生活できるようにお互いに助け合い、地域の課題等に取り組むために自主的に形成された集団であるコミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、守り育てる。 市は、コミュニティの自主性、自立性を尊重し、支援する。	
			3班						市は、コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にしなければならない。 市民は、コミュニティの形成に努める。	
			4班						市民は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。 市議会は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。	
			5班						(保留) ('位置付け'としては弱い)	
	交流	・コミュニティ内外の交流を活発にし、 絆で結ばれた地域社会づくりをする。	3班						市民は、コミュニティ内外の交流を活発にし、絆で結ばれた地域社会づくりに努める。	
市の責務	責務	・市は、情報公開、情報提供を行う。	1班						市は、市の事務事業について、その計画、実施、状況、結果、評価を市民に情報公開し、又関係者に対し情報公開する。	
			3班	(「情報」に統合)						
			4班							市は、情報公開をしなければならない。 市は、情報提供をするよう努める。
			5班	(「情報」に統合)						
			6班							市は、情報提供、情報公開を行うよう努める。
			1班							市は、必要な人に必要なサービスをする。
		2班							市は、公正な行政運営を行わなければならない。	
		3班							市は、公正な行政運営を行わなければならない。	
		4班							市は、公正な行政運営を行わなければならない。	
		5班							市は、公正な行政運営を行わなければならない。	
		6班							市は、公正な行政運営を行わなければならない。	
		・市は、経営責任を持つ。	1班							市は、健全な財政運営をする。
	3班								市は、経営責任を持たなければならない。	
	4班								市は、経営責任を持たなければならない。	
	5班								市は、健全な財政運営をしなければならない。	
	6班								市は、経営責任を持つよう努める。	
	1班								市は、市民に対して、企画、立案、結果、評価を説明する。	
	・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たす。	3班							市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。	
		4班							市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。	
		5班							市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。	
		6班							市は、市政の全てにおいて説明責任を果たす。	
		1班	(「安全・安心」に移す)							
		3班	(「安全・安心」に統合)							
	・市は、市民の生命、財産を守る。	4班	(削除)							
5班		(削除)								
6班		(「安全・安心」に統合)								
1班								市は、市民の声を組織として受けとめ、市政に反映させるために必要な体制を行う。 市政に反映できない場合は、市民に説明する。		
3班								市は、市民の声を組織として受けとめ、市政に反映させるよう努める。		
4班								市は、市民の声を組織として受けとめ、公開し、市政に反映させるよう努める。		
5班							市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。 ('組織として受けとめ'はカット)			
6班							市は、市民の声を受けとめ、市政に反映させるよう努める。			

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの		
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)				
				市民	市	市議会	~することが できる	~に努める		~しなければ ならない	
市の責務	責務	・市は、常に現場をみて業務を進める。	1班	(削除)							
			3班	(削除)							
			4班	(削除)							
			5班	(検討保留)						(「現場」「市民」) (市は、市民の視点、立場に立って業務を進めるよう努める。)	
			6班							市は、常に現場をみて業務を進める。	
			1班							市は、市民からの信託を受けて行政運営を行っていることを全ての行動の規範とし、常に自治の主役は市民であることを意識する。	
		・市は、市民と協働してまちづくりを行う。	1班	(「協働」に移す)							
			3班	(「協働」に統合)							
			4班	(削除)							
			5班	(「協働」に統合)							
			6班	(「協働」に統合)							
			1班							市は、職員の能力向上を図り、養成する。	
		・市は、専門的知識を持つ職員を養成する。	3班							市は、専門的知識を持つ職員を養成しなければならない。	
			4班							市は、専門的知識を持つ職員を養成するよう努める。	
			5班							市は、専門的知識を持つ職員の養成に努めなければならない。	
			6班							市は、専門的知識を持つ職員を養成するよう努める。(構造計算等)	
			3班	(「参加・参画」に統合)							
			4班							市は、まちづくりの担い手である市民が、まちづくりに参加・参画できる機会や手段及び能力を発揮できる環境や体制を提供しなければならない。(次の個別内容と一つに整理)	
		・市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供する。	5班							市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会を提供しなければならない。(「手段」はカット)	
			6班							市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供するよう努める。	
			3班	(「人材育成」に統合)							
			4班							市は、まちづくりの担い手である市民が、まちづくりに参加・参画できる機会や手段及び能力を発揮できる環境や体制を提供しなければならない。(前の個別内容と一つに整理)	
			5班							市は、まちづくりの担い手が能力を発揮できる環境や体制を整えるよう努める。	
			6班							市は、まちづくりの担い手が能力を発揮できる環境や体制を作るよう努める。	
		・市は、スピーディーな行政運営、対応をする。	1班							市は、迅速かつ的確な対応をする。	
			2班							市は、迅速な行政を行わなければならない。	
			3班							市は、スピーディーな行政運営、対応をしなければならない。	
4班								市は、スピーディーな行政運営、対応をしなければならない。			
5班								市は、スピーディーな行政運営、対応を努めなければならない。			
6班								市は、スピーディーな行政運営、対応をするよう努める。			
・市は、自分から進んで地域全体を考えていく。	3班	(削除)									
	4班	(削除)									
	5班	(削除)									
	6班	(削除)									
	3班							市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。			
	4班	(削除)									
・市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、それらを公開する。	5班	(「～スピーディーな行政運営、対応～」に統合)									
	6班							市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、それらを公開するよう努める。			
	3班							市議会は、市を監視しなければならない。			
	市議会の責務	市議会の責務	・市議会は、市を監視する。	4班	(削除)						
				5班						市議会は、市を監視しなければならない。	
				6班						市議会は、市を監視しなければならない。(癒着につながるため)	
・市議会は、市民と市の橋渡しになる。			3班	(削除)							
			4班	(削除)							
			5班	(削除)							
6班							市議会は、市民と市の橋渡しにならなければならない。				

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		個別内容	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの		
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)				
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める		~しなければならない	
市議会の 責 務	市議会 の責務	・市議会は、市の発展と未来の展望を 考える。	3班	(削除)							
			4班	(削除)							
			5班	(削除)							
			6班	(削除)							
		・市議会は、市民に開かれた議会を 心がける。	2班							市議会は、市民の声を大切にし、次世代を見据えた市政の運営を図らなければならない。 市議会は、行政、市民それぞれの立場をよく理解し、相互が納得する市政を考えなければならない。 (次の個別内容とまとめる)	
			3班							市議会は、市民に開かれた議会となるよう努める。	
			4班							市議会は、市民に開かれた議会を心がけなければならない。	
			5班	(「情報公開」に統合)							
		・市議会は、市民全体の代表という 意識を持つ。	6班							市議会は、市民に開かれた議会を心がけなければならない。	
			1班							市議会は、市民の代表として全体の市民の意見を行政に反映する。	
			2班							市議会は、市民の声を大切にし、次世代を見据えた市政の運営を図らなければならない。 市議会は、行政、市民それぞれの立場をよく理解し、相互が納得する市政を考えなければならない。 (前の個別内容とまとめる)	
			3班							市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。	
	・市議会は、市民の安全・安心を確保 する。	4班				議員			市議会議員は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。		
		5班							市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。		
		6班							市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。		
		3班	(「安全・安心」に統合)								
	市議会の 責 務			5班	(削除)						
				6班	(削除)						
				4班							(市議会は、市政に関する情報を積極的に提供しなければならない。) (市議会は、広く市民の声を聞く機会を設け、議会に反映させなければならない。)
				3班	(削除)						
	市議会 議員の 責務	・市議会議員は、政策を立案する。		4班	(削除)						
				5班	(検討保留)						
				6班	(削除)						
				3班	(削除)						(「市民の権利、義務、責務」でうたっており、市議会議員も市民であるため、ここでは必要なし)
・市議会議員は、自らの発言と行動に 責任を持つ。				4班	(削除)						
				5班	(検討保留)						
				6班	(削除)						
				3班	(削除)						
・市議会議員は、動いて、視て、 聞いて、考える。				4班	(削除)						
				5班	(検討保留)						
				6班	(削除)						
				3班	(削除)						
・市議会議員は、選挙における地域と の約束を果たす。			4班	(削除)							
			5班	(検討保留)						(「地域」 文言を検討)	
			6班							市議会議員は、選挙における地域との約束を果たさなければならない。	
			3班	(削除)							
・市議会議員は、議員活動と議会活動 を区別する。			4班	(削除)							
			5班	(検討保留)							
			6班	(削除)							
			3班	(削除)							

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)			
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める		~しなければならない
協働	あり方	・協働の目的、理念、あり方を明確にする。	3班							市は、協働の目的、理念、あり方を明確にし、職員教育をしなければならない。 市民は、市と協働することに努める。
			4班	('前文'もしくは'言葉の定義'の中へ)						
			5班							市は、協働の目的、理念、あり方を明確にしなければならない。 市民は、市と協働することに努める。
			6班							市民は、協働の目的、理念、あり方を明確にしなければならない。 市は、協働の目的、理念、あり方を明確にしなければならない。 (中身を詰める必要あり)
	役割と責務	・市民と市の役割と責務を明確にする。	1班							市民、市議会、市は、それぞれの果たす役割と責務を自覚し、相互に協力し助け合う協働により、まちづくりを進める。  市民、市議会、市は、まちづくりの主体は市民であることを認識し、それぞれの役割と責務を明らかにして住民自治の実現を図る。
			3班					( )	( )	(次回までの宿題) (次回までの宿題)
			4班	('前文'もしくは'言葉の定義'の中へ)						
			5班	('目的'へ)						
			6班							市は、市民と市の役割と責務を明確にしなければならない。 (中身を詰める必要あり)
			6班							市は、市民と市の役割と責務を明確にしなければならない。 (中身を詰める必要あり)
	信頼関係	・市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築く。	3班							市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築けるようにしなければならない。 市民は、市と信頼関係を築くように努める。
			4班	('前文'もしくは'言葉の定義'の中へ)						
5班									市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築けるようにしなければならない。 市民は、市と信頼関係を築くように努める。	
6班									市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築けるようにしなければならない。	
評価	評価への 的確な 対応	・状況の変化に応じた事業評価をすることにより、納税者でありまちづくりの主役である市民が満足するまちづくりを行う。	1班							市は、事業等を計画したときは、その内容について結果を予測してこの評価を行う。
			3班							市は、市の事業や業務について、評価をしなければならない。 市議会は、市の事業や業務について、評価をしなければならない。 市民は、市の事業や業務についての評価に、参加するよう努める。
			4班							市は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。 市議会は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。
			5班							市は、市の事業や業務について、評価をしなければならない。 市は、市の事業や業務についての評価を、的確に市政に反映させなければならない。
			6班							市は、状況の変化に応じた事業評価をすることにより、納税者でありまちづくりの主役である市民が満足するまちづくりを行うよう努める。
			6班							市は、状況の変化に応じた事業評価をすることにより、納税者でありまちづくりの主役である市民が満足するまちづくりを行うよう努める。
	第三者 評価	・市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行う。	1班							市は、事業を行ったときは、その結果について市民を含む関係者とその評価を行い、評価の結果を公表する。
			3班							市は、市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行わなければならない。
			5班							市民は、市の事業や業務について、第三者評価を活用することができる。(文言検討)
			6班							市は、市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うよう努める。



条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの			
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)					
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める		~しなければならない		
男女共同 参画	意識の 醸成	・老若男女を問わず、誰もが平等な 立場でお互いをパートナーとして 認め合う。	1班							市は、男女共同参画社会は21世紀の最重要課題であることを認識し、あらゆる分野において男女共同参画社会の実現を図る。 市は、市民が老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うようにしなければならない。 市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うよう努める。 // にしなければならない。		
			3班									
			4班								市民は、年齢性別を問わず、誰もが対等な立場でまちづくりに参画することができる。 市は、市民誰もが年齢性別を問わず、対等な立場でまちづくりに参画できるようにする。 市議会は、市民誰もが年齢性別を問わず、対等な立場でまちづくりに参画できるようにする。	
			5班								市民は、男女共同参画を推進しなければならない。 市は、男女共同参画を推進しなければならない。 (次の中項目「地域社会」とまとめる)	
			6班								市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うよう努める。	
			3班								市は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。 市民は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。	
	地域社会	・地域社会において、風習にとらわれず に男女共同参画を推進する。	4班	(削除)								
			5班								市民は、男女共同参画を推進しなければならない。 市は、男女共同参画を推進しなければならない。 (前の中項目「意識の醸成」とまとめる)	
			6班	(削除)								
財 政	情報公開	・市の財政についての情報を市民に わかりやすく十分に公開する。	1班								市は、財政の項目をたてる。(?) 市は、市の予算、決算、財政状況を市民にわかりやすく公表する。	
			3班								市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 市民は、市の財政についての情報の公開を求めることができる。	
			4班								市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 市民は、市の財政についての情報を得るように努める。	
			5班								市は、市の財政状況を市民にわかりやすく公開しなければならない。(中項目「情報公開」「財政状況の公開」)	
			6班								市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開するよう努める。	
			3班								市は、市の財政運営へ市民が参加・参画できるようにしなければならない。 市民は、市の財政運営に参加・参画することができる。	
	参加・ 参画	・市の財政運営へ市民が参加・参画 できるようにする。	4班	(削除)								
			5班	(削除)								
			6班									市は、市の財政運営へ市民が参加・参画できるよう努める。
	財政負担	・市と市民の財政負担の分担を明確 にする。	3班	(削除)								
			4班	(削除)								
			5班					( )			(文言検討)	
			6班					( )			市は、市と市民の財政負担の分担を明確にするよう努める。	
	健全財政	・市の財政を健全化させる。	1班								市は、市の財政を健全に運営する。	
			3班								市は、市の財政を健全化させなければならない。 市議会は、市の財政を健全化させなければならない。 市民は、市の財政を健全化させなければならない。	
4班										市は、市の財政を健全化させなければならない。		
5班								( )		市は、市の財政を健全化させなければならない。 (オンブズパーソン)		
6班								( )		(チェック)		
										市は、市の財政を健全化させるよう努める。		

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する						個別内容を箇条書き程度に文章化したもの		
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)					
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める	~しなければならない			
環 境	生活環境	・「ゴミを出さない」、「ゴミの再利用」、 「ゴミの再利用」をさらに推進する。	2班	(削除)								
			3班	(削除)								
			4班								市は、「ゴミを出さない」、「ゴミの再利用」をさらに推進しなければならない。 市民は、「ゴミを出さない」、「ゴミの再利用」をさらに推進しなければならない。	
			5班	(削除)								
			6班	(「前文」へ)								
			6班	(「前文」へ)								
	自然環境	・自然環境、景観を保全、保護する。	2班	(「前文」へ)								
			3班	(「前文」へ)								
			4班	(「前文」へ)								
			5班	(「前文」へ)								
			6班	(「前文」へ)								
			6班	(「前文」へ)								
安全・ 安心		・あらゆる分野で市民が安全・安心に 暮らせるようにする。	1班								市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。(大和市第9条的に)	
			3班								市は、あらゆる分野で市民が安全・安心に暮らせるようにしなければならない。 市民は、あらゆる分野で安全・安心に暮らせるように努める。	
			4班	(「前文」へ)								
			5班	(「前文」へ)								
			6班	(「前文」へ)								
			6班	(「前文」へ)								
	防災、 防犯	・地域全体で助け合いの精神を持ち、 市民レベルの防災、防犯対策をする。	3班								市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。	
			4班								市は、地域が全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするようにしなければならない。 市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をしなければならない。	
			5班	(削除)								
		6班	(「前文」へ)									
		・災害時の情報が、市民まで正確に 伝達される。	3班									市は、災害時の情報が、市民まで正確に伝達されるようにしなければならない。
			4班	(削除)								
	5班		(削除)									
	生 活	・女性や子どもの心と身体を守る。	6班	(「前文」へ)								
			3班									
			4班	(「前文」へ)								
		・子育てや老後について、安心して 過ごせるまちづくりを行う。	3班									市は、市民が子育てや老後について、安心して過ごせるまちづくりを行わなければならない。
			4班	(「前文」へ)								
5班			(「前文」へ)									
自治基本 条例の 位置付け、 改正手続	最高 規範性	・自治基本条例を最上位の条例に位置 付ける。	3班								市は、他の条例、規則等の制定及び運用に際し、市の最上位の条例である自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、 整合性を図らなければならない。(次の個別内容と整理)	
			4班								自治基本条例を最上位の条例に位置付ける。	
			5班								市は、自治基本条例を最上位の条例に位置付けなければならない。	
		6班								市は、自治基本条例を最上位の条例に位置付けなければならない。		
		・他の条例、規則等の制定及び運用に 際し、自治基本条例の趣旨を最大限 に尊重し、整合性を図る。	3班									市は、他の条例、規則等の制定及び運用に際し、市の最上位の条例である自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、 整合性を図らなければならない。(前の個別内容と整理)
			4班									他の条例、規則等の制定及び運用に際し、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図る。
	5班										市は、他の条例、規則等の制定及び運用に際し、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければならない。	
	改正手続	・自治基本条例の改正手続を制度化 する。	6班								市は、他の条例、規則等の制定及び運用に際し、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければならない。	
			1班								(条例内容を見直す規定が必要) (改正手続を自治基本条例に盛り込む)	
			3班								市は、自治基本条例の改正手続を制度化するよう努める。	
			4班								自治基本条例の改正手続を制度化する。	
			5班								市は、自治基本条例の改正手続を制度化しなければならない。	
6班										市は、自治基本条例の改正手続を制度化しなければならない。		

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	「主語」と「述語」について整理する						個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目	個別内容	班	主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)			
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める		~しなければならない
歴史・文化	尊 重	・地域の歴史や文化、伝統、自然などの地域資源を尊重し、守り伝える。	1班							市及び市民は、乱開発はせず、保存する。
			3班	(「前文」へ)						市民及び市は、地域の歴史、文化及びこれらに関わるもの全てにおいて、自然環境を最大限尊重し、保護、保全を第一とする。
			4班	(「前文」へ)						
			5班	(「前文」へ)						
			6班	(「前文」へ)						
			6班	(「前文」へ)						
	活 用	・これらの地域資源を産業振興、文化振興、観光に活かしたまちづくりを行う。	3班	(「前文」へ)						
			4班	(「前文」へ)						
			5班	(「前文」へ)						
			6班	(「前文」へ)						
			6班	(「前文」へ)						
			6班	(「前文」へ)						
人 材	人材育成	・まちづくりのリーダーやコーディネーターを育成する。	2班							市は、次世代を見据えたまちづくりのために、後継者の育成を推進するよう努めなければならない。
			3班	(「市民参加・参画」、「コミュニティ」に統合)						
			4班							市は、次世代を見据えたまちづくりをし、まちづくりのリーダーやコーディネーター及び後継者を育成するよう努める。 (次の個別内容と一つに整理)
			5班							市民は、まちづくりのリーダーやコーディネーターを育成するよう努める。 市は、まちづくりのリーダーやコーディネーターを育成しなければならない。
			6班							(このまま残したい)
			1班							市は、まちづくりの源は地域に住む人にあることを認識し、地域の人材の育成に最大限努める。
			2班							市民は、次世代のより良い成長のために、人材育成に努めなければならない。
			3班	(「市民参加・参画」、「コミュニティ」に統合)						
	意識の醸成	・次世代を見据えたまちづくりをし、後継者を育成する。	4班							市は、次世代を見据えたまちづくりをし、まちづくりのリーダーやコーディネーター及び後継者を育成するよう努める。 (前の個別内容と一つに整理)
			5班	(「前文」へ)						
			6班							(このまま残したい)
			3班	(「市民参加・参画」、「コミュニティ」に統合)						
			4班	(「前文」へ)						
			5班	(「前文」へ)						
交 流	地域間交流	・市内各区・各地域間の交流を活発化する。	3班	(「コミュニティ」に統合)						
			4班							市民は、市内外及び世代間の交流を活発に行うよう努める。 市は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 (中項目を「交流」に統一)
			5班							市民は、市内外及び世代間の交流を活発に行うよう努める。 市は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 (中項目を「交流」に統一)
			6班							市民は、市内各区・各地域間の交流を活発に行うよう努める。 市は、市内各区・各地域間の交流が活発に行われるよう努める。
			6班							
			6班							
	世代間交流	・世代間の交流を活発化する。	3班	(「コミュニティ」に統合)						
			4班							市民は、市内外及び世代間の交流を活発に行うよう努める。 市は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 (中項目を「交流」に統一)
			5班							市民は、市内外及び世代間の交流を活発に行うよう努める。 市は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 (中項目を「交流」に統一)
			6班							市民は、世代間の交流を活発に行うよう努める。(主人公は市民！)
			6班							
			6班							

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する					個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目			主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)			
				市民	市	市議会	~することができる	~に努める		~しなければならない
交 流	市外との 交流	・市外との交流を活発にする。	1班						市は、まちづくりのために交流は不可欠であることを認識し、国内外の交流に最大限努める。	
			2班						市は、市内外はもとより、広く他地域とも交流し、市政の推進に努めなければならない。 市民は、地域、世代を超えて交流し、得られた知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。	
			3班						市は、市外との交流を活発に行うよう努める。 市民は、市外との交流を活発に行うよう努める。	
			4班						市民は、市内外及び世代間の交流を活発にするよう努める。 市は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 (中項目を「交流」に統一)	
			5班						市民は、市内外及び世代間の交流を活発に行うよう努める。 市は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。 (中項目を「交流」に統一)	
			6班						市民は、市外との交流を活発に行うよう努める。	
平 等	まちづくり	・全市的に平等なまちづくりを行い、 地域格差を是正する。	2班	(削除)						
			3班	(削除)					(「市の責務」にあるため)	
			4班	(削除)						
		5班						市は、全市的に平等なまちづくりを行い、地域格差を是正するよう努める。		
		6班	(削除)					(次の個別内容「各地域の特色を活かす」と相反するため)		
		3班	(「前文」へ)							
	対 等	・各地域の特色を活かす。	・市民と市は、対等な関係を持つ。	4班						市民は、各地域の特色を活かすまちづくりをしなければならない。 市は、各地域の特色を活かすまちづくりをしなければならない。 市議会は、各地域の特色を活かすまちづくりをしなければならない。
				5班						市は、各地域の特色を活かすよう努める。 市民は、各地域の特色を活かすよう努める。
				6班	(「前文」へ)					(地域にまかせる)
		1班							市民は、市と対等な関係を持つ。	
		3班		(「市民の権利、義務、責務」に統合)						
		4班							市民は、市と対等な関係及び信頼関係を持たなければならない。 市は、市民と対等な関係及び信頼関係を持たなければならない。 市議会は、市民と市が対等な関係及び信頼関係を持つようにしなければならない。 (次の個別内容と一つに整理)	
対 等	・市民と市は、信頼関係を持つ。	・市民と市は、対等な関係を持つ。	5班	(削除)					市民は、市と対等な関係を持つよう努める。 市は、市民と対等な関係を持つよう努める。	
			6班							
			3班	(「協働」に統合)						
			4班						市民は、市と対等な関係及び信頼関係を持たなければならない。 市は、市民と対等な関係及び信頼関係を持たなければならない。 市議会は、市民と市が対等な関係及び信頼関係を持つようにしなければならない。 (次の個別内容と一つに整理)	
5班	(「協働」に統合)									
6班								市民は、市と信頼関係を持つよう努める。 市は、市民と信頼関係を持つよう努める。		

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	班	「主語」と「述語」について整理する						個別内容を箇条書き程度に文章化したもの	
大項目	中項目	個別内容		主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)				
				市民	市	市議会	~することが できる	~に努める	~しなければ ならない		
平 等	人権尊重	・あらゆる差別をなくし、人権を尊重する。	3班	('市民の権利、義務、責務'に統合)							
			4班							市民は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。 市は、あらゆる差別がなくなり、人権が尊重されるようにしなければならない。 市議会は、あらゆる差別がなくなり、人権が尊重されるようにしなければならない。	
			5班							市民は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。 市は、あらゆる差別がなくなり、人権が尊重されるようにしなければならない。 (「国籍」も含める)	
			6班							市民は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。	
			3班	('市民の権利、義務、責務'に統合)							
			4班							市民は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。 市は、ハンディを抱える人や老人、子どもが大切にされるようにしなければならない。 市議会は、ハンディを抱える人や老人、子どもが大切にされるようにしなければならない。	
		・ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にする。	5班	(前の個別内容「あらゆる差別をなくし～」とまとめる)							
	6班								市民は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。		
	都市内 分権		・地域自治区のあり方を含めた都市内 分権の あり方を明確にする。	1班							(「都市内分権」 「地域内分権」)
				3班							市民は、地域自治区のあり方を含めた都市内分権のあり方を明確にするよう努める。 市は、地域自治区のあり方を含めた都市内分権のあり方を明確にするよう努める。 市議会は、地域自治区のあり方を含めた都市内分権のあり方を明確にするよう努める。
				4班	(削除)						(「コミュニティ」に含まれる)
				5班							(文言検討)
6班		(保留)							(金が伴わない分権はいらない)		

4班から意見 ... 「ユニバーサルデザイン」を前文に入れてほしい。